

石川県公報

令和3年4月21日(水曜日)

号 外

(第 30 号)

目 次

人事委員会
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

1

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月二十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第四号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第十知事の事務部局の部農林総合研究センターの項中

部長(管理部長及び総合研究部長を除く。)	五種
中央普及支援センター長	
石川ウッドセンター所長	
室長	
主任研究員	
砂丘地農業研究センター担当課長	

を

部長(管理部長及び総合研究部長を除く。)	五種
中央普及支援センター長	
石川ウッドセンター所長	
室長	
主任研究員	
砂丘地農業研究センター担当課長	
林業試験場担当課長	
総務課長	

に改め、同部ダム管理事務所の項中

所長	五種
----	----

を

所長	五種
担当課長	

に改め、同表教育委員会の部事務所の項中「教育振興・

教員確保指導力向上推進室次長」を「教員確保・指導力向上推進室次長」に、

課 参 事	五 種
企画調整室次長	
福利厚生室次長	

を

課 参 事	五 種
福利厚生室次長	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、令和三年四月一日から適用する。